

扶桑名画伝の写本

島田修二郎

何事をするにも、私は手間ひまのかかる性分で、手軽くて中味もある随想などと言うものは書ける柄ではない。ここでは寒斎にある写本について簡単に記して、責をふさごうと思う。私が大学で教わった先生方は、夫々に専門の研究に関して、よい蔵書をもって居られた。私の世代のものは世間も変わり、学問の仕方も変っていて、大きい蔵書を蓄えると言うことは殆どなくなった。写本と言っても格別に古い珍本などではない。扶桑名画伝の零巻である。

堀直格の撰になる扶桑名画伝は、近代の美術史研究の始まる前にできた日本の画家の伝記集としては、最も巻数が多い上、考証も詳しく、他の同類の書物に比較すればよほど優れて力の入った著述である。明治三十二年に始めて印行され、近年にまた覆印本が出たのは、この道の研究者にとって今なお有益であり、従って需要があるからだろう。嘉永七年の堀直格の自序と安政六年の黒川春村の序とには、本書が百巻にあまる大部のものであると言っている。所が明治の哲学書院印本は第五十三巻、大師部の二で終わっている。この刊本には小杉温郎が載せた片野四郎作の解題がついているが、これは本書編纂の体裁を述べて第一帝王、太上皇から、僧正に始まり大師を含んで禪師に至る第十僧綱の十部の後に、なお第十一凡僧、第十二女院、皇女から第十四庶女、尼に到る四部があることになっている。但し、第九門跡、第十僧綱の内の僧都以下、その他の凡僧、女院皇女から庶女、尼に至るまではその稿本が伝わらないのが惜しいと言っていて、刊行の内容と合致する。ここに収められた画家の数は明治刊本のために書かれた細川潤の序文によると一千八百九十余人、明治三十九年刊行の石田紫明編の扶桑名画伝索引に載る画家数は千八百八十人。両者の画家数の相違は計算の誤か、計算の仕方

の相違によるもので、内容の異同によるものではあるまい。全体で百巻あまりで、刊本の最後の大師部の二が巻五十三であるから、全体の巻立ては知る道はないが、未刊の部分、第九の門跡部、第十僧綱の内、大菩薩部、大師部以外の僧正以下から大尾までの五部門に四十七巻もあててあることになる。片野解題によると第十二からは女院、皇女、尼宮に始まる女性の画家を収めており、あまり重要な画家を含まず、その総数もさまで多くはなからうから、未刊部分の過半は第九の門跡部、第十僧綱の大部分と第十一凡僧の三部によって占められたのではなからうかと推測するのは無理ではあるまい。美術史の研究者がこの著述に最も期待をかけるのは、仏画や絵巻物の分野で大いに活躍した僧綱の官位をもった画家を収めた第十、第十一の両部だろうが、まことに残念なことに、これが稿本今に伝わらぬ巻々にあまっている。

片野解題が本書の体裁について述べる所は簡要を得ているようだが、幾分不審な点もないではない。第九門跡及び第十僧綱の内、僧都、律師、禪師、其他の凡僧から庶女、尼に至るまで其稿今に伝わらずと言いながら、全書の部門立てを明記し、殊に僧綱部では僧正、僧都、律師、菩薩、大師、法印、法眼、法橋、国師、禪師とその細目まで挙げ示している。これを言葉通りに承けとれば僧綱部の内、稿本の伝わらぬのは僧都、律師、禪師の三子目だけととれるが、刊本には僧綱と言う部門はなく、巻五十は法親王部、巻五十一が大菩薩部、巻五十二、五十三が大師部となっている。また片野解題では第七、五位の部に続いて第八庶士、第九法親王、門跡と次第することになっているが、刊本では巻三十から巻三十九までの庶士部の後、巻四十から巻四十九までの十巻が雑家部にあてられている。しかし片野解題は雑家部については何ら言及する所がない。この解題は哲学書院刊本について書かれたのか否か明かでないので、片野四郎がみた本は刊本の底本となったものとは別種のものであったかも知れない。

似たようなことが細川潤の序文にもある。哲学書院刊本のために明治三十二年一月に作られた細川序文は漢文で書かれており、自然、言葉は異なるが、扶桑名画伝の部門立てに関して、自帝王后妃公卿侯伯、以至専門画家巨勢託摩土佐住吉狩野諸氏、及方外閨秀、凡所甄録一千八百九十余人と述べている。その刊本にはしかし、后妃、閨秀に当たる女性画家は一人も含まれていない。哲学書院本はその奥付に明治三十二年二月一日印刷、同五日発行と記されているから、細川序文はその印刷発行の直前

に書かれたことになる。序文によると、刊本の編輯者兼発行者であり、また版權所有者でもある高頭忠造が扶桑名画伝を細川潤の許に持参し、これをみた細川潤が自帝王后妃云々の下りを含む序文を書いたのであった。しかもその序文に述べる所が刊本の実体と相異するとなると、印刷発行に当たって全巻の半分近くを失った底本の体裁を整えるため、一部を割愛したようなことがあったのではないかと疑われる。もしそうだとすれば、三十一年十二月二十三日付けの序文を書き、また刊本の校検者になつた黒川真頼の意見に基づくことかも知れない。

片野解題から起る問題はここで止まらない。解題筆者が見た本と哲学書院本の底本となつた本とはどうも少し違う所があつたようだが、それにしても相当の巻数が欠落した本をもとにして、どうして全巻の部門立てがわかつたのか。刊本にある総目次とは異つた目録が備わつていたのだろうか。刊本の総目録と解題に示された部門立てとは、刊本の上に記した巻四十乃至巻四十九の雑家部と、巻五十五法親王部以後の門跡部の有無の外は、三公と撰関准后および大臣、諸卿と納言参議など、用語の相違はあつても、内容は合致している。雑家部については、刊本の凡例に、庶人の中には僧俗何れとも區別しがたいものがあり、その類は雑家の部に収めると明記してあるのに、解題にはこれが落ちてゐる。解題には第十僧綱の下に僧正以下、十部の細目を列挙してゐるぐらゐだから、決して粗略に書かれたものではなく、雑家の部名の脱落は単純にこれを筆写の際の誤脱とみなすのは容易にすぎるだろう。細川序文に伝鈔亦少と言う如く、少いと言え本書の伝写本が数種あつたのではなからうか。家蔵の零本は、現行の刊本に欠ける所を多少とも補い足すと共に、扶桑名画伝の完成に到る前の状態を幾分か表していると思う。

寒斎にある名画伝の零本は一帙六冊。旧蔵者の名印がないので伝来は明かでない。美濃判袋綴の写本で、毎冊とも丁数の書き入れはなく、丁数は四十から六十八丁と一定しない。紙質も一樣ではなく薄美濃紙を用いた冊もあるが敷き写しではない。恐らく四、五人の合写になると思われる。毎冊の初にその冊に載る画家の目録があつて、これは六冊通じて一筆と見える。表紙に題簽がある外、毎冊一丁表、目録の直前に内題があり、その下に巻之第と三字があるが、巻次は全く書いてない。六冊の内容は釈家の僧正、法印、法眼、法橋、国師、即ち片野解題に言う第十僧綱の十細目の中の五目に亘る。僧都、律師、禪師が欠けている所は解題に言う所と一致する。ここに収録された画家名を、煩瑣

ながら、研究者に役立つこともあるうから、左に列記しておこう。原写本では一名一行になっているがここでは便宜上、連ね書に改め記す。

第一冊 目録

大僧正良源慈惠大師
元三大師 僧正真濟 僧正增命 僧正仁海小野僧正 僧源慶 僧隆慶 僧覺玄 法橋某稱
豊後法橋 法橋真説 僧宗觀 僧等芸 僧良因周苦雲甫

第二冊 目録 法印

法印常明 法印良賀 法印湛慶 法印快智 法印長嘉 法印尊海 法印靜尊 法印良忠 法印豪
信 法印良全 法印重信 法印守信 法印良勝 法印常信 法印英信 法印典信 法印惟信 法
印榮信 法印養信

第三冊 目録 法眼

法眼永俊 法眼頼源 法眼慶恩 法眼澄賀 法眼勝賀 法眼源慶 法眼澄円 法眼長賀 法眼慶
忍 法眼觀深 法眼仁禪 法眼淨賀 法眼尊賢 法眼幸賢 法眼快経 法眼尊有 法眼良円 法
眼大進 法眼祐高 法眼某 法眼永春 法眼隆光 法眼安栄 法眼智伝 法眼宗信 養雪
法眼秀頼 法眼某 法眼種信 法眼直信

第四冊 目録 法眼

法眼秀信 法眼尊海 法眼信吉 法眼琳賢 法眼吉信 法眼広通 法眼下養 法眼光甫 法眼正
興 法眼益信 法眼慶澄 法眼守政 法眼周信 法眼守一 法眼章翰 法眼不角 法眼愛董 法
眼下信 法眼充興 法眼甫政 法眼久綱 法眼俊明 法眼守保 法眼保国 法眼美信 法眼周圭
法眼龍雲 法眼守照 法眼守道 法 守之 法眼愛信 法眼東洋 法眼邦信 法眼源秀
時代不知
法眼某称住吉
法眼 法眼内磨 法眼周卜 法眼泰音 法眼舟月 法眼周保 法眼懷慶 法眼徳悦 法眼

花顔

第五冊 目録 法橋

教禪 範舜 頼助 頼円 頼与 観性 頼成 俊賀 源尊 定禪 頼意 智賢 尊有 実円 観
慶 季頼 宗也

第六冊 目録 国師

南院国師 一山国師 師鍊国師 夢窓国師 正法大聖国師 大宝円鑑国師 定慧明光仏頂国師
大光普照国師 大円広恵国師

この目録を通覧して直ちに気付くことは、各冊とも内題下に卷之第の三字があつて、卷次を書き入れるばかりの形にありながら、卷次が全く書きこまれて居らず、本書がまだ完成に到らぬ段階にあるかの如き相を示すこと、第二に、法印、法眼、法橋、国師と、片野解題に挙げた第十僧綱の細目に対応する部立てが設けられているが、第一冊だけは僧正の部類名がなく、また仁海の後には法橋二人を混え、凡僧の部に入るべき画僧六人が続いていることである。この混乱は単純に伝写の誤とはみせない。僧正の部が仁海に終り、かの高名な覚猷らが漏れていて、未完成か又は非常に大きい、僧都、律師の部をも含む脱落があるか何れかと思える。これを確かめるには、本文の書写形式、その内容とそれに加えられた校補について点検せねばならない。

本文は数筆の合写になるが、全部を通して方格の界線を施した紙を下敷きにして書いたと見えて、文字の排列は極めて整然としている。画家の伝記本文は一行十九字。画家名は一字上げとし、引証の文献資料及び著者の按語は一字下げで十八字詰。文献資料には漢文、平仮名書きの和文、或は平仮名交り、片仮名交りと種々の文体が入り混るが、少数の例外を除いて一行の字詰は整齐を守っており、半丁十行と定って、未定稿の姿とは見えぬ。六冊を通じて本文に丁付けがないのは上に記した通りだが、第三、四冊の法眼部の目録には各画家名の下に本文の丁数が記されている。第三冊の法眼幸賢、法眼快経の丁数がともに三十五であるべきものを四十五と誤っているのを除いて、他は皆実際の本文

伝記の丁数と合致する。この二冊と第二冊法印部とは次の点でも他の部とは異っている。即ち画家伝一条の後、次の一条との間にはただ一行分の空白をおくだけであるに対して僧正部、法橋部、国師部の三冊では画家伝一条ごとに紙を改め、最後の一丁の余白の多少に拘わらず、次の一条は別紙から始める。最も甚しい例は第一冊の一山国師の条で、最後の一丁は表に僅かに「収めつ」の三字があるだけで、次の師鍊国師の伝記は別紙から始まる。このような異常な書写方式はどうやら後の補訂のために余白を故らに遺したと思われる。第五冊法橋部の法橋季頼伝の末尾の著者の按語は一丁の裏の初二行で、「……僻説は出来しなめり」の文で終り、その後には朱筆で「但し年齢のたかひ諸書類異なりといへとも今ハ姑く家系をとりて本文に決めつるなり」の三十八字を加えている。第一冊の僧正良源の条には文献資料の中間、元亨釈書の引用は「紫雲垂庭橋漸上散去中略」の文で終り、後に九行半分の空白がある。原典の釈書の伝文はこの後、義昭、法蔵の二僧の事にふれてから再び良源に戻り、「源道貞雄毅」から「賜諡慈慧」に終る四十六字の文が続く。引証文献の引用が中略の語で終るのは不可解なこと、著者は何かの理由で後続の文を書き続けるのを保留したのであろう。元亨釈書の伝文が義昭、法蔵二僧のことを中間に挿しはさんだためであるのか、又は後に引用されている皇朝名画拾彙の条下に「中略源道貌雄毅」云々と全く同じ釈書の伝文があつてただ最後の「賜諡慈慧」の四字を欠くだけであることが原因になっているかも知れない。

この写本には墨筆、朱筆による二種の校訂と刪補が施されている。甚だ少数だが水色の不審紙を貼り付けた所もある。二種の補訂の内、墨筆で書かれたものが先で、多くはこの写本伝写の時に起ったと思われる脱字誤字を修正しただけで、殆どが一箇所一字の補訂に止まり、第六冊の正法大聖国師の伝文中、大永元年十月の下に或作五月の四字の原注を補い、第五冊の法橋心海の条、皇朝名画拾彙からの引文の末に典故として昌運筆記の四字を加えたのが目立つ程度である。一つの例外は第一冊の僧正増命の条で、文献資料の内、歴代編年集成巻十五からの引用文の所に戊午前天台座主増命以下、六行七十九字の重複した衍文があるのを、行頭に「ヒツカケヨリヒツカケマデ無用ナリ」と注し、この注通りに衍文の前後に鉤形を加えている。朱筆の補訂はこの鉤形と衍文の文字全部に亘って朱点を重ね加えているから、墨筆補訂の後のものであることは明瞭である。また墨筆により行傍に記された補正文字に一々挿入の意を表す記号を入れていることもこれを証明する。朱筆の補訂は墨筆のそれより

も格段広く行き渡るだけでなく、脱漏の補正は数十字に及ぶのも数箇所にはぼる。上に述べた法橋季頼の条に著者按語に三十八字を補足した外、法橋定禪の条の西光寺祐俊記の引用文に二十四字の脱漏を補い、法印探幽の条では二荒山縁起の文に二十字を補うなど、本写本の伝写に際して起った誤脱だけでないと思われる点にまで補正を施している。殊に二荒山縁起の条は行頭に「原本誤字アリ他日訂正セン」と注してあるから、恐らくこの脱文はこの写本の親本にすでにあったものと考えられる。この外また改行を誤って前条に連書した文献引用文には改行の符号をつけ、行高を誤った所には一字下げを示す符号を加え、法橋觀性の条では文献資料の山城名勝志と吾妻鏡との引用文の先後の順序を夫々の行首に後・前の文字を加えて、前後に入れ替えるべきことを指示するなど、単なる文字の校正の域を越えた改訂を行っている。殊に注意をひくのは法印良賀と豪信の二条である。良賀伝の条に引用された文献資料の当麻曼茶羅疏の文中、恵阿弥陀仏并衆徒三十余人参詣熊野欲奉写新曼茶羅の文の上に注して「熊野云々当麻と関係ありや」と言い、豪信伝では「長福寺にある花園帝の宸影」の文の頭注に「考古画譜に春村云此宸相豪信の筆に非す正親町権大納言忠季卿貞治五年二月廿三日四十五歳にて薨せし人の筆也」と記すように、普通の校訂の仕事の域を越えて、やや批判的な意見の表示と言ふべき所にまで及んでいる。この豪信伝文中の花園帝宸影に関する文章の末には、或ハ忠季卿の筆する所ともいへり」と言う著者の原注がある。ただその異説については、文献資料の中にはその出所となるものもなく、著者の按語も豪信の家系についての考証に終始し、この異説の根拠を示さない。朱筆校訂の筆者は、本書巻首にある黒川春村の序文に明かな如く、春村が本書撰述に多大の貢献をしたことを知り、考古画譜によってこの異説が春村その人の意見であることを明瞭にしておこうと考えたものである。

本写本は二種の校訂を経たけれども、なお補正されないで残った誤脱は少くない。文献資料の中には、空白のままにした欠字もまたかなりある。法眼慶忍の条に引く画工譜略の文に「慶忍之人也」とあり、法眼宗信の条に引く狩野祐清邦信書上系譜に「其後剃髮仕祐」と「仕」云々とある如きは、その一二の例である。これらの二文献は本書中に屢々引用しているもので、本書の完成した定稿本からの欠字とは考え難く、伝写の間に生じた脱漏とするのが順当だろう。このように誤脱の多いこの写本は決してよい本ではない。第一冊の僧正部と法橋、凡僧の混合、僧正の脱落などは最も

大きい欠陥である。法眼部では堀直格の嘉永七年の自序に先き立つこと僅か五年に没した源秀までを収録しているのに、第五冊法橋部の最後にある宗也は桃山時代の画家だから、また法橋の総数が法眼の数に及ばないから、この後にかなり大きい脱落があるに違いない。いわば特に取り上げる程の写本ではないが、本書の成立に関していささか暗示する所もないではない。比較的に内容形式の整った法印、法眼部の三冊と他の三冊との書写形式の相違すること、即ち後者では各画家伝は夫々別紙に写され、無用の空白を多く留めていることである。これは或は将来の増補に備えての余白であったかも知れない。もしそうならば、これは本書の完成する前のある時期の姿を留めていることになる。ただし、これは証拠あって言うことではなく、古書には完成の前に写本が作られて世に漏れ出る例がままある所から、そうも考えることもできると言う意味である。片野四郎が見た写本、又は彼が示した名画伝全巻の部立ての出所は遂に不明である。私は特に本書の写本を探求したわけではない。ここでこの写本についてくたくたく述べたのは、これを機として、世の博識が江戸時代最末期に出た日本画家伝の集大成である扶桑名画伝の成立、その全頁について教示されることを望むためである。

(京都国立博物館評議員・プリンストン大学名誉教授)